

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社 浅沼組
大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル

2 指名停止期間

令和4年 8月31日 ~ 令和4年10月30日 (2ヵ月)

3 指名停止の理由

株式会社浅沼組元営業所長が、令和2年4月24日に行われた千葉県市川市発注の市立塩浜学園取壊し工事において、不動産会社役員から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害の疑いで千葉県警に逮捕された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 略	

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課契約適正化専門官